子ども・子育て支援新制度が 平成27年4月からスタートします

子どもが健やかに成長できる社会を目指し、24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

新制度は子育てしやすい社会を目指します

「子ども・子育て支援法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ります。制度の4本の柱は次のとおりです。

1. **幼稚園と保育所のいいところを一つにした「認定こども園」を普及**
2. **保育の場を増やし、待機児童を減らして子育てしやすい・働きやすい社会を実現**
3. **地域のさまざまな子育て支援の量の拡充と質の向上を推進**
4. **少子化が進む地域の子育てをしっかり支援**

新制度で教育・保育施設が増えます

小学校就学前の施設として、幼稚園と保育所が多く利用されてきました。新制度では、両方のよさを合わせた認定こども園を推進していきます。また、新しく少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設。待機児童の解消を図ります。

幼稚園（3歳～5歳）
小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校。昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間の前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを行います。

保育所（0～5歳）
就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設。夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。
＊利用は、共働き世帯など家庭で保育のできない保護者に限る

認定こども園（0～5歳）
教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。3歳児以上は、保護者の就労状況が変わった場合も同じ園に通うことができます。

地域型保育（0～2歳）
少人数の単位で子どもを預かる事業。待機児童が多い0～2歳児を対象にした事業です。今後、事業者を募集し、市が認可した後に利用者の申し込みを受け付けます。

★ 地域型保育事業者を募集します ★

事業の実施を希望する人は、本庁児童福祉課へ問い合わせてください。
❶家庭的保育事業…家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気で保育を行う
❷小規模保育事業…少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気の保育を行う
❸居宅訪問型保育事業…保育が必要な乳児・幼児の居宅で1対1で保育を行う
❹事業所内保育事業…事業所内の施設で、事業所の従業員の子どものほか地域の保育を必要とする子どもの保育を行う
●対象…いずれも主に満3歳未満の乳児・幼児
●定員…❶5人以下❷6人～19人
㊐本庁児童福祉課☎㉑8357

教育・保育施設の利用には認定が必要です

それぞれの施設を利用するには、認定が必要です。認定には3つの区分があり、その認定区分に応じて利用できる施設が決まります。また、保護者などの就労時間によって、利用時間に制限が設けられます。新制度に移行する公立幼稚園の利用を希望する場合も、認定の申請が必要になります。

【認定の種類】

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上で小学校入学前の子ども	幼稚園※ 認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上で保護者の就労などで保育が必要な小学校入学前の子ども	保育園 認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満で保育が必要な子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※新制度に移行する幼稚園

●2号・3号認定について

2号・3号認定（保育認定）は、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイム、パート、夜間や居宅内労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病や障害
- 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

【就労時間による利用制限】

就労時間（月）	利用区分	保育を利用できる時間
120時間以上	保育標準時間	1日11時間まで、必要に応じて利用できます
60時間以上120時間未満	保育短時間	1日8時間まで、必要に応じて利用できます

認定の区分で利用手続きが異なります

各施設を利用するための手続きは、認定の区分に応じて手続きの方法が異なります。また、既に通園している子どもも、認定を受ける必要があります。手続きについては、各園を通じてお知らせします。

●幼稚園・認定こども園（1号認定）の場合

1. 施設に直接申し込む
2. 施設から入園の内定を受ける
3. 施設を通じて認定を申請
4. 施設を通じて市が認定証を交付

→ 入園

●保育所・認定こども園（2号・3号認定）の場合

1. 「保育の必要性」の認定を申請※
2. 市が認定証を交付
3. 保育所等の入園（利用）を申し込む
4. 申し込み状況で市が調整

→ 入園

※入園（利用）申し込みも同時に可

保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本です

新制度の利用にかかる保育料は、現行の負担水準や保護者の所得に応じた支払いが基本になります。国が今後定める基準を上限に、市で定めます。27年度の保育料は、決定次第お知らせします。

その他の施設の利用は従来どおりです

へき地保育園、児童館、新制度に移行しない私立幼稚園は、従来どおりの手続きになります。詳しくは、本紙28ページで説明します。新制度に移行しない私立幼稚園については、それぞれの幼稚園へ問い合わせてください。